

〈パブリックコメントの結果等について〉

様式第3号

案件名	豊川市住宅マスタープラン[豊川市住生活基本計画](案)																		
意見等の募集期間	令和6年1月4日(木曜日)から令和6年2月2日(金曜日)まで																		
結果の概要	<p>1 人数 2人 2 件数 3件 意見等の提出方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出方法</th> <th>人数(人)</th> <th>件数(件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接持参</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>郵便</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電子メール</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	提出方法	人数(人)	件数(件)	直接持参	1	2	郵便	0	0	ファクシミリ	1	1	電子メール	0	0	合計	2	3
提出方法	人数(人)	件数(件)																	
直接持参	1	2																	
郵便	0	0																	
ファクシミリ	1	1																	
電子メール	0	0																	
合計	2	3																	
意見募集結果に関する資料	<p> 豊川市住宅マスタープラン[豊川市住生活基本計画](案)の意見募集結果と市の考え方</p> <p>※公表する資料は、下記のお問い合わせ先で閲覧することもできます。</p>																		
公募時に公表した資料	<p>1  豊川市住宅マスタープラン[豊川市住生活基本計画](案)の概要等</p> <p>2  豊川市住宅マスタープラン[豊川市住生活基本計画](案)</p> <p>テキスト版資料へ</p> <p>テキスト版資料は、視覚障害のある方などで、音声読み上げソフトを使って閲覧される方のために、図、表、写真等を控えて作成したページです。</p>																		
お問い合わせ先	<p>豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所建設部建築課住宅政策係 電話 0533-89-2144</p> <p>※お問合せの時間は、土曜・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く日の午前8時30分～午後5時15分です。</p>																		

テキスト版資料

- 1 豊川市住宅マスタープラン[豊川市住生活基本計画](案)の概要等 } ※添付省略
2 豊川市住宅マスタープラン[豊川市住生活基本計画](案)

豊川市住宅マスタープラン[豊川市住生活基本計画]（案）

の意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、提出された意見等は公表が原則ですが、本案件と関係のない意見、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷する意見等については、その要旨及び市の考え方は示しません。

項目：第2章7ページ「課題2 防犯対策の充実」に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	子ども・女性の見守りに関する防犯対策の一層の考慮をお願いしたい。	本計画(案)では、第2章に掲載しました「住生活に関する主な課題」を解消するため、その方向性を示す基本目標に基本方針を設け、これに対応した施策を実施していくこととしております。今回いただきましたご意見に関する施策につきましては、「基本目標1 誰もが安全・安心に暮らし続けることができる住まい・まちづくり」における「基本方針1-2 防犯対策の推進」の「施策1-2-1 防犯意識の向上」の中で取り組みを実施することとしております。

項目：第4章26ページ「施策2-3-1 市営住宅等によるセーフティネットの確保」に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
2	豊川市住宅マスタープラン別冊資料「豊川市営住宅等長寿命化計画(案)」において、野口住宅A棟・東数谷原住宅・平尾住宅B棟を優先的な用途廃止の対象としていることについて、高齢者・障害者・子育て世帯・外国人等に対する居住支援の需要と重要性が高まっている中で、具体的な対策が示されることなく用途廃止を決定することは時期尚早であり、反対である。	今回改定を行っております「市営住宅等長寿命化計画(案)」では、「豊川市公共施設等総合管理計画」をはじめとした関連計画とも整合を図るなかで、中長期的に推計される必要戸数や立地状況・劣化度等の確認などを行い、当該住宅について用途廃止の方針とするものとなります。 住宅セーフティネットの確保につきましては、市営住宅のみでなく、県営住宅、民間事業者、社会福祉協議会などの団体とも連携し、総合的にこれを図ることとしており、「子育て世帯への居住支援」「高齢者・障害者・外国人等の居住支援」につきましても、市営住宅のみでなく相互に連携を図る中で進めるものとなります。